



シュンデンタルタイムズ

7

2024

先月号で病院の施設基準についてお話しさせていただきました。

今月は続編として、医療費と施設基準の改定についてご説明させていただきます。

先月号は
こちら



医療費の違い

日本の保険医療制度は、どこの病院でも、どこの地域でも基本的に診査診断処置が同じであれば、料金が変わらないというのが根本としてあります。これが日本の医療保険制度です。ところが、施設基準があると一部の基準に「加算」という項目があります。基準を満たすためのコストや人件費、教育費等を保険点数に加算してもいいですよ、というものです。加算があるということは、基準の点数より高くなるため、患者さまのご負担が増えるということになります。医療費の負担と施設基準を天秤にかけて医療機関を選ぶという方法もあります。

診査診断処置が同じであれば、料金が変わらない



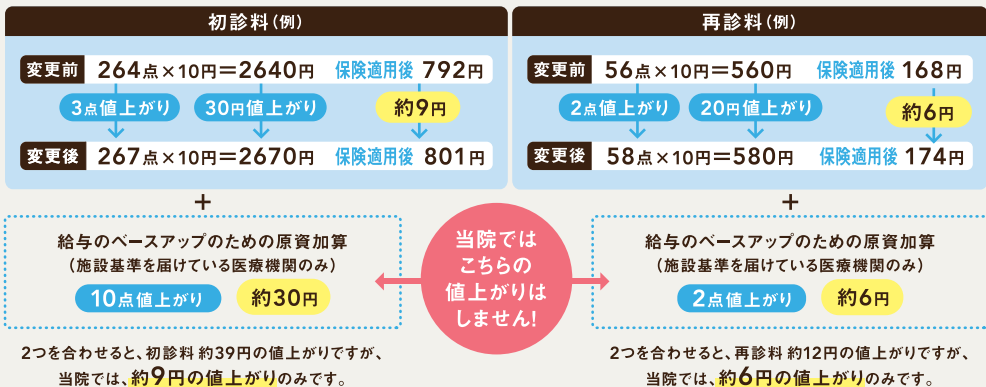
保険点数の考え方

領収書に、【点数300点】【お支払額900円】と書いているのを目にしませんか？



医療費の決定

今月、令和6年6月に診療報酬改定が行われました。平たくいうと医療費の価格改定です。



値上がりするものもあれば、値下がりするものもあります。わかりやすいものであれば、初診料が値上げになります。これは施設基準が不要なので、全ての歯科医院で値上げになります。

また、**昨今の賃金アップに鑑み医療機関のスタッフの給与を上げましょう!**という政府の方針から、給与のベースアップのための原資を【初診時10点】【再診料2点】を加算することが可能になりました。(施設基準を届けている医療機関のみ)
なお、**当院は、ベースアップ加算は申請しないため、初再診時は、最低限のご負担をお願いしてまいります。**
逆に値下がりするものもあります。治療の内容によっては、今までの料金と増減が発生する場合がございますので、患者さまにはあらかじめご了承くださいようにお願い申し上げます。

施設基準の改定

先月号で例として出した「か強診」が、廃止となり、口腔管理体制強化加算(口管強)に変更になりました。口管強は、か強診よりも幅広く、患者さまの口腔環境を良い状態にするために検査診断を強化したもので、最新の治療技術を学ぶための講習会の出席が求められる等、勉強を継続していかないと維持できないものになっております。当院としてもしっかり勉強を続け、口管強の施設基準維持に努めていく所存です。

施設基準と医療機関 (まとめ)

- 施設基準があることは、厚労省が一定の水準に達していることを認めていますというもの
- 申告が必要なので、ないからといって、水準に達していないわけではない
- 施設基準がある医療機関で受診すると「加算」があるので支払額が若干増える場合がある
- 患者さまの要望を満たす施設基準を参考に医療機関選びをしてみる
- 点数の改定なので、基準から外れたり、新たに取得する場合がある
- 点数の改定で、患者さまの負担額に変動が起こる可能性がある

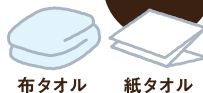


保険改訂は2年に一度行われますが、今回の改訂は、より1医院完結の方向性が強く出ているものとなっています。
スタッフの雇用を維持し、患者さまに対しては、包括的な治療とケアをご提供することが軸となっています。
シュンデンタルクリニックは、常に情報アンテナを高く、患者さまに適切な医療提供ができる体制をとり続けられるよう、今後も邁進してまいります。



お知らせ

現在、治療の際に、患者さまのお顔を覆うのにタオルを使っておりますが、紙製もご用意いたしました。タオルの洗剤や柔軟剤の匂いが気になる方は、遠慮なく歯科衛生士までお申し付けください。



シュンデンタルクリニック

〒041-0802 北海道函館市石川町461-38 TEL 0138-47-3737

<http://shundc.jp/>